

関係事業者 各位

奈良市福祉部障がい福祉課長

令和 8 年度社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援
対策施設整備交付金（国庫補助事業）に係る意向調査について（照会）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

標題の件につきまして、令和 8 年度の本市当初予算編成及び障害者（児）施設整備に係る国庫補助事業の国への協議案件の基礎資料とするため、意向調査を実施いたします。つきましては、意向がある場合に限り、下記事項をご確認の上、ご提出くださいますよう、お願いいたします。

なお、国への国庫補助協議に当たっては、本市の令和 8 年度予算編成方針及び障害福祉に係る計画等を総合的に勘案し、精査を加えた上で臨むものであり、**今回ご回答いただいた事業について補助金等の交付を約束するものではありません**。また、国への協議が補助金交付を確約するものでもありません。国予算の状況や補助金要綱の改正等により、不採択又は申請額からの減額となる場合がありますので、あらかじめご承知おきます。

記

1. 補助事業

（1）概要

補助金を活用した障害者（児）施設、事業所の整備（創設・改築・大規模修繕、その他）

（2）対象

社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、営利法人等

（3）補助の内容（※いずれも現時点ベースのもので、今後変更される可能性があります）

- ・社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について（令和 6 年 9 月 13 日厚生労働省発社援 0913 第 2 号）
- ・社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて（令和 6 年 9 月 13 日厚生労働省発社援 0913 第 2 号）
- ・令和 7 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（令和 6 年 9 月 2 日こども家庭庁発こ成事第 659 号）
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて（令和 5 年 12 月 19 日こども家庭庁発こ成事第 566 号）
- ・障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等の多機能型事業所の交付額の算定方法について（令和 5 年 8 月 22 日子ども家庭庁こ成事第 4 1 8 号厚生労働省発障障 0822 第 1 号）

2. 提出方法等

(1) 提出書類

(様式1) 令和8年度社会福祉施設等施設整備費等の国庫補助に係る調査票

(様式2) 事業計画書

(添付書類) 位置図、現況写真、平面図（整備前と整備後が把握できるもの、創設は整備後のみ※₁）、各室の面積一覧表兼按分率算定表、事業予定表※₂、見積書※₃、法人の令和6年度の決算書類、法人の預金残高が分かるもの※₄

(様式3) 法人概要調書

※提出書類に関する留意事項については別紙を参照してください。

(2) 提出方法及び提出先

標題を「(法人名) 令和8年度施設整備費補助金に係る調査について」とし、以下のメールアドレスに電子メールにて提出してください。

※提出資料のデータサイズが膨大で送受信できない場合は、別途ご相談ください。

➤ jigyoushorenraku-shougai@city.nara.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年8月29日（金）正午到着分まで

※様式が漏れているもの、添付書類が揃っていないものは審査対象外とします。

3. 留意事項

- (1) 今回の要望調査は、原則として令和8年度中に工事着工、竣工する計画が対象です。ただし、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設については複数年度事業の協議を認めます。なお、国庫補助の内示前に着工（工事契約締結を含む）する計画は対象外となります。
- (2) 国の最近の流れとして、単なる創設、大規模修繕ではなく、地震や水害等の災害対策のための整備が優先される傾向にあります。
- (3) 国への協議案件の選定に当たっては、必要性や計画の具体性等について審査を行います。補助金の交付そのものを動機としたような、真に必要と認めがたい計画のエントリーについてはご遠慮いただきますようお願いいたします。
- (4) 国への協議にあたっては、本市で令和8年度事業として予算化されることが大前提となります。案件の選定結果については、書類提出者へ令和7年度中に通知する予定です。
- (5) 現時点では、国の次年度の予算や制度等が未確定であることから、本件をもって補助を約束するものではありません。よって、事業不採択又は申請額からの減額による補助事業縮小及び廃止についての責任は負いかねます。

4. 今後の想定スケジュールの概要

- ・令和8年2月以降 国への協議
- ・令和8年4月以降 国庫補助金等内示

【問合せ先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課

指定係 阪本 ・ 西尾

TEL : 0742-34-4593

MAIL : jigyoushorenraku-shougai@city.nara.lg.jp

補助対象施設と参照すべき要綱

対象施設ごとに対応する参照すべき補助要綱が異なりますので、以下の表を参考としてください。

対象施設（サービス）	参照すべき要綱	協議時期（想定）	内示時期（想定）
療養介護事業所	社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	令和 8 年 3 月後半	令和 8 年 7 月頃
生活介護事業所			
就労移行支援事業所			
就労継続支援 A 型事業所			
就労継続支援 B 型事業所			
障害者支援施設			
居宅介護事業所			
短期入所事業所			
就労定着支援事業所			
自立生活援助事業所			
共同生活援助事業所			
相談支援事業所 （障害児相談を除く）			
児童発達支援事業所	次世代育成支援対策 施設整備交付金	令和 8 年 2 月以降	令和 8 年 4 月以降
放課後等デイサービス事業所			
居宅訪問型児童発達支援事業所			
保育所訪問支援事業所			
障害児相談支援事業所			
障害児入所施設			
児童発達支援センター			

■ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、要綱の第 2 の 2 を参照してください。

■ 次世代育成支援対策施設整備交付金については、要綱の 4（2）（1）を参照してください。

提出資料に関する留意事項

- ※₁ 平面図における補助対象工事を行う範囲について記載してください。併せて、当該部分の面積が平面図と一致することを確認してください。
- ※₂ 事業予定表（任意様式かつ簡易なもので可）については、工事進捗（%）及び出来高（円）の見込みを記載してください。工事進捗については、原則として後から変更することはできませんので、一定の根拠を持ったスケジュール設定としてください。
- ※₃ 大規模修繕等を行う場合は、3 社以上の見積書を提出してください。
- ※₄ 預金残高が分かる資料については、残高証明書又は事業者の保有する残高の総額が分かる資料（任意様式）とし、いずれも提出期限から 3 か月以内の任意の時点のものとしてください。